

空気圧縮機定期点検整備修繕仕様書

本仕様は、エコプラント魚沼の集塵器用空気圧縮機、計装用空気圧縮機及びプラント用空気圧縮機全般にわたる点検及び修繕に適用する。

1. 業務概要

- (1) 件名 空気圧縮機定期点検整備修繕
- (2) 履行場所 魚沼市 中島 地内
- (3) 履行期限 令和6年3月25日まで

2. 点検整備内容

次の設備機器全般の機能点検・異常の有無調査・摩耗測定を行い、消耗部品の交換を行う。

- (1) 集塵器用空気圧縮機 機種名 北越工業(株)製 SAS22UD-58
- (2) 計装用空気圧縮機 機種名 北越工業(株)製 SAS11SD-57
- (3) プラント用空気圧縮機 機種名 北越工業(株)製 SWS22SD-58

3. 遵守事項

業務に際しては、次の事項を遵守すること。

(1) 関係法令の遵守

施工にあたっては、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）、関係法令及び規格等を遵守

(2) 施工

①安全教育

施工に際し、現場に即した安全教育を行うものとする。

②労働災害の防止

業務中の危険防止対策を十分に行い、また労働者への安全教育を徹底し、労働災害の発生がないように努める。

4. 特記事項

廃棄物の処理費用は諸経費に含まれるものとする。また交換部品等に有価物が発生した場合は、市と協議を行い、指示に従うこと。

5. 保証事項

本整備修繕実施に伴う設備等の能力及び性能は、すべて受注者の責任において発揮させなければならない。また受注者は、業務の性質上当然必要なものについては市の指示に従い、受注者負担で施工しなければならない。

6. 提出書類

- (1) 施工計画書 1部
- (2) 施工報告書 1部
 - ①修繕報告書
施工前、施工状況、完了状況を整理すること。
 - ②点検整備報告書
施工前、施工状況、完了状況を整理すること。
 - ③部品材料の検査報告書
納入部品、材料の検査証等及び写真

7. 雑則

(1) 適用範囲

本仕様書は、整備の基本的な内容について定めるものであり、その目的のために必要な設備、または性質を発揮させるために当然必要と思われるものについては、本仕様書に明記されていない事項でも受注者の責任において完備するものとする。

(2) 疑義

本仕様書、施工途中で疑義が生じた場合は、受注者は市と協議し、その指示に従うものとする。

(3) 使用材料及び部品

使用材料及び部品類はすべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で且つ指定された製品以外はすべて新品とし、日本産業規格、日本電気規格調査会標準規格、日本電気工業会標準等の規格が定められているものはこれらの規格品の使用を原則とし、高温、酸、アルカリ等の腐食性の条件下で使用される材料については、既設機器の仕様に十分配慮するものとする。